

(第33号議案)

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

- (1) 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえ児童発達支援センターの従業者の配置基準について規定を整備する。
- (2) 「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」の改正を踏まえ児童発達支援センターと設備を兼ねることができる併設施設について規定を整備する。

2 改正の内容

- (1) 栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、本件条例の要件として「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるものとする。
- (2) 国は、令和5年4月より認可保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合に、両施設における一体的な支援(インクルーシブ保育)を可能とするよう設備・専従の人員の規定を緩和した。こうした中、東京都において、認証保育所についても同様の取り扱いとなるよう、「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」の改正を行うことを踏まえ、中野区においても本件条例を改正し、同要件を満たすことができるものとする。

3 新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 (略)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士又は管理栄養士

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

第8条・第9条 (略)

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第10条 (略)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設又はこれに類する施設として規則で定めるものの設備と兼ねることができる。

第4節～第6節 (略)

第3章～第8章 (略)

附則 (略)

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(従業者の配置の基準)

第6条 (略)

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

第8条・第9条 (略)

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第10条 (略)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節～第6節 (略)

第3章～第8章 (略)

附則 (略)